

## 都市再生特別措置法施行令案要綱

第一 都市再生特別措置法（以下「法」という。）における公共施設として、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設を定めること。  
（第一条関係）

## 第二 都市再生事業の事業区域の規模

一 民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業の事業区域の規模は、一ヘクタールとすること。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・五ヘクタールとすること。

二 都市計画等の特例の対象となる都市再生事業の事業区域の規模は、〇・五ヘクタールとすること。

（第二条関係）

第三 民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの対象となる公共施設の整備に関する事業は、次に掲げる事業であつて国土交通大臣の定める基準に該当するものとする。

一 道路法による道路の新設又は改築

二 都市公園法による都市公園の新設又は改築

三 下水道法による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築

四 河川法による河川（同法が準用される河川を含む。）の河川工事

五 砂防法による砂防工事

六 地すべり等防止法による地すべり防止工事

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止工事

八 海岸法による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

（第二条関係）

第四 政府が民間都市開発推進機構に対して行う無利子貸付けの対象となる道路は、道路法による道路とするとともに、当該無利子貸付けの償還方法を定めること。  
（第四条及び第五条関係）

第五 都市計画の決定等を提案することができる都市施設は、次に掲げるものとする。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場その他の公共空地

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四 河川、運河その他の水路

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

七 防水、防砂又は防潮の施設

第六 都市再生事業に係る認可等に関する処理期間を定めること。

(第六条関係)

第七 この政令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行すること。

(附則関係)

政令第 号

都市再生特別措置法施行令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第二項、第二十条第一項、第二十九条第一項第一号、第三十条、第三十七条第一項第六号及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 都市再生特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）

第二条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生緊急整備地域内におけるその地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場

合にあつては、〇・五ヘクタールとする。

2 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例の対象となる都市再生事業についての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

(法第二十九条第一項第一号の政令で定める事業)

第三条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて国土交通大臣の定める基準に該当するものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路の新設又は改築

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園の新設又は改築

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築

四 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)による河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

五 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防工事

六 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）による地すべり防止工事

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事

八 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

（法第三十条第一項の政令で定める道路）

第四条 法第三十条第一項の政令で定める道路は、道路法による道路とする。

（貸付金の償還方法）

第五条 法第三十条第二項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

（法第三十七条第一項第六号の政令で定める都市施設）

第六条 法第三十七条第一項第六号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場その他の公共空地

- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 防水、防砂又は防潮の施設

(法第四十二条の政令で定める期間)

第七条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項若しくは第三項、第三十八条第一項（事業計画の変更）（都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項（同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）若しくは第五十八条第一項（同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）又は土地区画整理法（

昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段(事業計画の変更(土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。)(の認可に係る部分に限る。)(、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三第十四項(同令第四条に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。)(の規定による認可 三月

二 その他の認可、認定又は承認 二月

#### 附 則

この政令は、法の施行の日(平成十四年六月一日)から施行する。

## 理由

都市再生特別措置法の施行に伴い、公共施設の範囲、都市再生事業の事業区域の規模、都市計画の決定等を提案することができ都市施設の範囲、都市再生事業に係る認可等に関する処理期間等を定める必要があるからである。

都市再生特別措置法施行令案 参照条文

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第二条 略

- 2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 3 略

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

（民間都市機構の業務の特例）

第二十九条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、この法律の目的を達成するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定事業として公共施設（都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第四条第六項の都市計画施設又は都市計画において定めら

れた都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の二第二項第二号の施設であるものに限る。）の整備に関する事業であつて政令で定めるものを施行する認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二五 略

2・3 略

（資金の貸付け）

第三十条 政府は、民間都市機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第八項及び民間都市開発法第五条第一項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

第三十七条 都市再生事業を行おうとする者は、都市計画決定権者（都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）をいう。以下同じ。）に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。

一 第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区に関する都市計画

三 都市再開発法第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画に関する都市計画

四 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画

五 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業に関する都市計画

六 都市計画法第四条第五項の都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

七 その他政令で定める都市計画

2 前項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該都市再生事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げるところに従って、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づき都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつてその土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

三 当該計画提案に係る都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当するものであるときは、同法第二十七条に規定する公告を行っていること。

（都市再生事業に係る認可等に関する処理期間）

第四十二条 都市再生事業を行おうとする者が国土交通省令で定めるところにより当該都市再生事業を施行するために必要な次に掲げる認可、認定又は承認（以下この節において「認可等」という。）の申請を行った場合においては、当該認可等に関する処分を行う行政庁は、当該申請を受理した日から三月以内で認可等ことに政令で定める期間以内において速やかに当該処分を行うものとする。

- 一 都市再開発法第七条の九第一項、第七条の十六第一項、第十一条第一項から第三項まで、第三十八条第一項、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項、第五十一条第一項後段（同法第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の五第一項の規定による認可又は認定
- 二 土地区画整理法第四条第一項前段、第十条第一項前段、第十四条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第二十九条第一項前段、第五十二条第一項後段、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の規定による認可
- 三 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十二条第一項の規定による認可又は承認

（計画提案を行った場合における都市再生事業に係る認可等の申請の特例）

第四十三条 都市再生事業を行おうとする者は、その日以前に都市計画決定権者に計画提案を行っており、かつ、いまだ当該計画提案を踏まえた都市計画についての決定若しくは変更の告示又は第四十条第一項の通知（以下「計画提案を踏まえた都市計画決定告示等」という。）が行われていないときは、国土交通省令で定めるところにより、計画提案を行っている旨及び当該計画提案に係る都市計画の素案を示して認可等の申請を行うことができる。

2）4 略

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（認可）

第十一条 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

2 略

3 前項の規定により設立された組合は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて事業計画を定めるものとする。

4・5 略

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第三十八条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施行の認可)

第五十条の二 第二条の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 3 略

(規準又は事業計画の変更)

第五十条の九 再開発会社は、規準又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び地方住宅供給公社(第二条の二第五項から第八項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「公団等」と総称する。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも

、同様とする。

2) 5 略

都市再開発法施行令（昭和四十四年八月二十六日政令第二百三十二号）（抄）

（縦覧手続等を要しない事業計画等の変更）

第四条 事業計画の変更のうち法第三十八条第二項、法第五十条の九第二項及び法第五十六条の政令で定める軽微な変更並びに法第十六条（第一項ただし書を除く。）の規定に係る法第五十八条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 都市計画の変更に伴う設計の概要の変更

二 施設建築物の設計の概要の変更で、最近の認可に係る当該施設建築物の延べ面積の十分の一をこえる延べ面積の増減を伴わないもの

三 事業施行期間の変更

四 資金計画の変更

五 その他第二号に掲げるものに準ずる軽微な設計の概要の変更で、国土交通省令で定めるもの

2 規準の変更のうち法第五十条の九第二項の政令で定める軽微な変更は、費用の分担に関する事項の変更以外のものとする。

3 施行規程の変更のうち法第五十八条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 費用の分担に関する事項の変更

二 市街地再開発審査会の委員の任命に関する事項の変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（設立の認可）

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 略

3 前項の規定により設立された組合は、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

4 略

（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）

第三十九条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

2 6 略

（施行規程及び事業計画の認可）

第七十一条の二 都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（以下「公団等」と総称する。）は、第三条の二から第三条の四までの規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）で市のみが設立したものにあつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。

2 略

( 施行規程及び事業計画 )

第七十一条の三 略

2 ) 13 略

14 公団等は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、国土交通大臣 ( 市のみが設立した地方公社 ) にあつては、都道府県知事 ( ) の認可を受けなければならない。

15 略

土地区画整理法施行令 ( 昭和三十年三月三十一日政令第四十七号 ) ( 抄 )

( 縦覧手続等を省略することができる事業計画又は施行規程の修正又は変更 )

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項は第二十九条第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項 ( 事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。 ) 若しくは第七十一条の三第十項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの
- 二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの
- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの

四 事業施行期間の修正又は変更

五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のもの新設

六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

- 七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定められた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの
- 八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定められた面積からその十分の一を減ずることとならないもの
- 九 資金計画の修正又は変更
- 2 施行規程の修正又は変更のうち法第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第六十九条第十項若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次の各号に掲げるもの以外のもとする。
  - 一 費用の分担に関する事項の修正又は変更
  - 二 土地区画整理審議会の委員の選挙又は選任に関する事項の修正又は変更
  - 三 法第八十五条第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新設、修正、変更又は廃止
- 四 地積の決定の方法に関する事項の修正又は変更